

環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ①理念、気候変動

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【1.1 開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応】				
1.	(論点 1.1) 配布資料 1p&6p	論点 1.1「開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応」として、まず「質の高いインフラ投資」では、日本政府の方針の「…ライフサイクルコストの低減等の経済性や包摂性、安全性強靱性、持続可能性等」が質の指標として（概念的に）示されているが、JICAのガイドラインでは、この質の内容をより具体的・明確に例示することが必要であろう。（コ）	谷本委員	日本政府が推進する質の高いインフラ投資は、2015年5月に発表された「質の高いインフラパートナーシップ」で以下の4本柱を推進するものとして開始されました。 ① 日本の経済協力ツールを総動員した支援量の拡大・迅速化 ② 日本とADBのコラボレーション ③ JBICの機能強化等によるリスクマネーの供給倍増 ④ 「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダードとしての定着。 このうち④の成果として、2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」、さらに2019年に日本で行われたG20において「質の高いインフラ投資に関するG20原則」（以下、「新原則」）がそれぞれ合意されました。
2.	(論点 1.1) 配布資料 1p&6p	論点1.1「開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応」として、「…実施に当たってはJICAガイドライン（JICA GL）等の質の高いスタンダードの適用を行う」という場合の「質の高いスタンダード」の内容も具体的・明確に例示すること。（コ）	谷本委員	6つの原則から構成される新原則の原則3では、「インフラ投資への環境配慮の統合」が、また、原則5では「インフラ投資への社会配慮の統合」がそれぞれ求められています。JICAとしては、現行GLならびに改訂後のGLの着実な実施により、国際的スタンダードに沿った質の高いインフラ投資の推進、ひいては日本政府の方針にも対応するものと認識しています。新原則のうち、本ガイドラインで明記することが適切なものについては、ガイドライン改定に向けて検討していきたいと考えます。
3.	論点 1.1, 1.2	開発協力大綱と、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針との関係について、「理念」の中で、位置づけ、または関係性を明確にする必要がある（詳細は、以下、28と重複しますので、こちらでは省略します）。（コ）	掛川委員	以上を必要に応じて日本政府と協議しつつ、理念の部分で説明することは可能と考えます。
4.	1	JICAとしての「質の高いインフラ」の定義はされているのでしょうか？あるいは、依拠する定義や文書があればご教示ください。（質）	日比委員	上記質問への回答によって変わりうるが、「質の高いインフラ」として満たすべき要素（例えば、G20原則に沿ったもの）が、GLにおいてカバーされているのが望ましいと考える。（コ）
5.	3	上記質問への回答によって変わりうるが、「質の高いインフラ」として満たすべき要素（例えば、G20原則に沿ったもの）が、GLにおいてカバーされているのが望ましいと考える。（コ）	日比委員	

N O.	該当 ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
6.	論点 1.1	政府方針として、開発協力大綱と並んで、なぜ質の高いインフラ投資の推進を並べるのか、明確に位置付けた方がいいと考える。「質の高い」とは、何を指すのか説明が必要である。(コ)	重田 委員	
7.		質高インフラの G7 伊勢志摩原則や G20 原則は、日本政府の方針とも合致し、特に今後想定される大規模かつより頻繁な自然災害に備えた強靱なインフラを推進することは相手国等にとっても将来的な経済的損害回避や人命を守るために重要な課題。G20 原則にある ESG 関連原則（原則 3～6）のみならず、原則 1（持続可能な成長と開発へのインパクト最大化）や、原則 2（価格に見合った価値の実現）なども最終的に相手国等そのものの持続可能性や社会的課題解決に資する原則であり、理念の中で言及が望まれる。(コ)	山崎 委員	
8.	1	質の高いスタンダードという表現がガイドラインの説明で必要かどうかは検討していただければと思います。(コ)	石田 委員	
9.	(論点 1.1) 配布資料 3p&6p	論点 1.1「開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応」として、【…G20 原則】の「原則 5：インフラ投資への社会配慮の統合」においては、インフラの設計・工事・管理において、社会的弱者（女性、子ども、移転住民、障がい者、先住民族、貧困層など）の人権やニーズを尊重すること、労働者への差別禁止と機会均等（特に女性労働者の権利尊重）、インフラ建設現場及び周辺コミュニティにおける安全と衛生の確保などの、社会配慮の重要性についての方向性が示されている」では、社会的弱者は、社会的配慮の対象に過ぎず、インフラ事業の受益者とは読めがたいため、ガイドラインでは、社会的弱者も事業の受益者となるような方策を明確に示すことが望まれる。(コ)	谷本 委員	インフラ建設に際して、事業の便益が特定のジェンダーに偏らないよう配慮したり、障害者に向けたユニバーサルデザインの推進は JICA でも行っており、審査においても環境社会配慮とは別の事業便益に係る審査の一環として捉えています。従って、事業受益者としての社会的弱者の配慮は環境社会配慮ガイドラインとは別に取り扱うことが自然と考えます。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
10.	(論点 1.1) 配布資料 3p	さらに、社会的弱者として、ガイドラインでは、上記例示の女性、子ども、移転住民、障がい者、先住民族、貧困層に加えて、高齢層、少数民族、戦争・災害避難民、難民などをより詳細に示すこと<現ガイドライン 2.3 の 1. および 2.5 の 1. にある「社会的に脆弱なグループ」「社会的に弱い立場にあるもの」>。(コ)	谷本委員	社会的弱者の追記の要否については、論点 5.1「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」において議論する予定です。
11.	論点 1.1, 1.2	「質の高いインフラ」については、「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」で、5 原則が明記されているので、それをベースに、指標づくりが必要と考える。原則 1-4 は、環境社会配慮に直接関係しますが、原則 5（PP 等を通じた資金動員の促進）は、GL の枠外ですので、それを入れるのか、または外した上で「質の高いインフラ」として、理解するのかが要議論と考える。(コ)	掛川委員	質の高いインフラに関する具体的な指標につきましては、GL 改定とは切り分けて、必要に応じて日本政府と協議させていただきます。なお、2016 年 5 月の「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則（5 原則）の動きとして、2019 年 6 月に「質の高いインフラ投資に関する G20 原則（6 原則）」が発表されております。(No.1~8 の回答も参照願います。)
12.	論点 1.1P7	次の次の GL 改訂までの今後 10 年以上先を見据えた場合に、現在の ODA の大きな指針である開発協力大綱や質の高いインフラ整備等の基本的な考え方を重視していることを「序」に加えるべきだと思います。同時に、今後の社会の動きの変化にも目を配っておく必要があります。(コ)	林委員	右考え方について記載することは異論ありませんが、「序」にどこまで個別の政策を記すかは要検討と考えております。あるいは「基本方針」にて反映することも一案と考えます。
13.	論点 1.1P7	上述の質の高いインフラをどのように実現するかについて、特に安全性強靱性、持続可能性を評価する一つの方法として GL が活用されるようにすることは可能でしょうか。(質)	林委員	No.1~8 の回答及び以下をご参照ください。 「質の高いインフラ投資に関する G20 原則」で安全性や強靱性は「原則 4：自然災害及び、その他のリスクに対する強靱性の構築」において、災害リスク管理の文脈で言及されており、防災の主流化の観点から取り組みを推進するものと理解しています。また、持続可能性に関しては、「原則 1：持続可能な成長や開発の達成のための、インフラによる正のインパクトの最大化」において、インフラの設備やサービスは、持続可能な開発を中核に据えるべき、との文脈で言及されており、インフラの設計における長寿命化等での対応が主と理解しています。他方、上記の考え方を含め、適切な個所で、同趣旨を説明することは可能と考えます。
14.	1.1、1.5	インフラ・プロジェクトの正・負双方の環境影響をプロジェクトのライフサイクル全般に定着させるために、建設・維持管理（供用）段階でのインフラ構造物のリスクを、プ	山岡委員	ご指摘のとおり、供用段階まで含めた事業評価を行うことは重要であると考えます。JICA では、環境影響を含む事業評価を建設期間からインフラの耐用年数を基準とした事業のライフサイクル全般の期間を対象に実施しています。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>プロジェクト計画段階で分析してはどうか？「質の高いインフラ」は、初期コストは高いがライフサイクルコストは安くなることも目標としている。したがって、供用段階まで含めて、社会環境影響や気候変動を始め、損失リスクが少ないことを計画・設計段階から検証する必要がある。 （コ）</p>		
15.	論点 1-1	<p>論点 1-1 では、日本の開発協力大綱といった日本の対途上国開発協力への基本原則を示し、さらに質の高いインフラ投資の推進等として日本の経済的国益の視点も含めている。これにより、国際的な援助機関の役割と日本が一国レベルで担う援助機関の役割の特性が端的に示されている。本論点での表現方法やここで取り上げた内容は適切だと思われる。（コ）</p>	作本委員	ご意見参考にさせていただきます。
16.	p.1 論点 1.1 政府方針 「開発協力大綱」	<p>開発協力大綱では前文において、包摂的な開発を実現する観点から女性を始めとする社会の多様な関係者の参画を確保するとしており、実施上の原則においても、（カ）女性の参画の促進で女性を開発の担い手として位置づけ、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう取組むとしている。この実施原則が反映されるように、前述下線部分を加えておくべきと考える。さもないと、「ジェンダー配慮は脆弱層の中に含まれる」（第 108 回全体会合議事録）との認識が記録に残り、開発協力大綱の原則にある開発の担い手としての女性の位置づけが漏れてしまう危険がある。（コ）</p>	織田委員	適切な箇所にご指摘部分を追加させていただきます。
17.	p.1 論点 1.1 国際的援助潮流 「質の高いインフラ投資」	<p>質の高いインフラ投資に関し、「手続きのさらなる迅速化を進める方針である。」とのことであるが、「さらなる」とはレビューの結果迅速化が確認されたが、それを一層促進するという意味ですか？ レビュー調査結果で迅速化に関する記述を見つけられませんでしたのでご教示ください。また、「迅速化を進める」とは何を意味するのか教えていただきたい。（質）</p>	織田委員	2015 年 5 月に公表された「質の高いインフラパートナーシップ」以降、様々な政策文書において日本の支援の魅力を高めて世界のインフラ需要を満たすために、主に手続きを迅速化させる重要性が謳われております。

N O.	該当 ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
18.	p.3 論点 1.1 イン フラ投資 G20 原則	「質の高いインフラ原則」を認めた G20 大阪サミット首脳宣言では、「女性の経済的なエンパワーメントを含めた環境・社会配慮の統合」の重要性を強調している。機会があったら首脳宣言も質の高いインフラへの言及に含めていただきたい。(コ)	織田 委員	適切な箇所にも首脳宣言を追加させていただきます。
19.	6	(上記に続けて)特に「インフラ投資への環境・社会配慮の『統合』」については、現行 GL の理念ですでに「内部化と制度の枠組みを作ることが『環境社会配慮』」であると記述されていて反映済みと読むことも出来るが、この昨今の国際潮流における『統合』と現行 GL の『内部化と制度』が同じ意味合いを指すのかどうかの検証をした上で判断すべきと考える。(コ)	日比 委員	JICA としては、ご示唆の通り「内部化と制度の枠組みを作ることが『環境社会配慮』」であると記述されていて反映済みと理解します。
20.	論点 1.1	JICA の基本方針である「人間の安全保障」は、大綱の中だけでなく、理念の中に並列して欲しい。(コ)	重田 委員	JICA のミッションとして「人間の安全保障と質の高い成長を実現」を記載することを検討します。
21.		日本の ODA を担う機関として、環境社会配慮 GL は引き続き日本政府の開発協力大綱を前提とする位置付けはこれまで通り不変と考える。(コ)	山崎 委員	ご意見参考にさせていただきます。
22.		これまで、JICA の取り組み、ひいては日本政府の開発途上国への取り組みについて、積極的に「日本の貢献」をアピールする取り組みはされていらっしゃるのでしょうか。(質)	山崎 委員	国際会議や開発途上国との政策対話、インフラ輸出におけるトップセールス等の様々な場面において、JICA の取り組みや日本の協力の強み、日本政府の開発途上国への取り組みについてアピールしているとの認識です。
23.	1	何々というふうに関係協力大綱にのべられている、という箇所。ガイドラインの前段としては何々という関係協力大綱に沿った GL を作成しているものである、その方針に沿ったものである、と記述する方がベターなような気がします。(コ)	石田 委員	No.28 に含めて記載ぶりを検討できればと思います。
24.	2	「また、既存の」以下の文章について。おっしゃりたいことの趣旨はわかります。一方で、いささかわかりづらい説	石田 委員	ご指摘の箇所は、G7 伊勢志摩サミットの成果文書として発出された質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則から抜粋したものです。ガイドラインの記載事項・記

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		明になっているようにも思えますので、もしこの箇所をガイドラインに記述されるのであればMDBsの基準を採用していること、その基準をインフラ事業の計画からモニタリングまで用いていることという点からまとめてみるのはいかがでしょうか。（コ）		載ぶりは今後検討することとなります。
25.	3	女性が社会的弱者ということになっていますが開発や環境の側面では女性が持つ力を十分に発揮できる環境に整えないということも同様に課題のように思われます。なので、女性に十分な機会があり能力を顕在化させる方向での記述があるといいのじゃないでしょうか。（コ）	石田 委員	ご指摘の点につきましては、これまで通り環境社会配慮ガイドラインへの記述は行わず、ジェンダー主流化の推進の一環で取り組んでいきます。環境社会配慮ガイドラインにおきましては、プロジェクトがもたらす環境や社会への負の影響を回避・最小化することを目的としています。他方、JICAは事業のあらゆる段階でジェンダーの視点を組み込む「ジェンダー主流化」を推進し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの実現を目指しています。そのため、活用されてこなかった女性の力を、開発事業を通じて引き出す（エンパワーメント）という観点につきましては、このジェンダー主流化推進の一環で取り組んでいきます。
26.		議論の対象には事前資料としたになってないんですが理念ということなので可能であればGLに含めて入れておいて欲しいことがあります。今我々が使っている良好な自然環境を次世代さらにその次の世代に引き継ぐということ。（コ）	石田 委員	ご意見ありがとうございます。ご指摘の点はSDGsの理念や現行ガイドラインに言及している「持続可能な開発」に含まれる視点と考えます。GLの紙面の制約もあるなかで、どの程度個別具体的な事項まで記載するかは検討が必要と考えます。
【1.2 持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応】				
27.	(論点 1.2) 配布資料 4p&6p	論点 1.2「持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応」として、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の17の目標に対して、「JICAは、飢餓栄養、健康、教育、水衛生、エネルギー、経済成長雇用、インフラ産業、都市、気候変動、森林生物多様性の10の目標について中心的役割を果たすことを方針とする」と記載があるが、これら10の目標を選ぶ理由を明示すること。さらに、ゴールとして選ばれない残りの目標に対するJICAとしての対応を示すこと。（コ）	谷本 委員	JICAは、SDGs達成への貢献に向けた取り組み方針の中で「我が国自身やJICAの知見・経験を活かし、10のゴールで中心的な役割を果たしていく」と表明していますが、同時にSDGsの各ゴール・ターゲットが相互に関係、影響し合い、包括的な取組が必要であると認識しています。従って、その他のゴールについても単独あるいは複合的に取り組み、SDGs達成に貢献することを目指しています。また、いずれの事業においても、NGOや民間企業等国内外のパートナーとの連携強化を確保することを重視しています。

No.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
28.	論点 1.1, 1.2	<p>1.「開発協力大綱やインフラ輸出戦略等の政府方針。。。 (中略) ガイドラインの理念に十分反映されているか」の検討ポイントについて。国際社会状況及び開発協力の中心的な流れについて、大きな変化が起きており、「理念」について、アップデートと補強が必要。「理念」については、(i) SDGs 達成に向けた各国の実践と国際協力、及び(ii) 2050年の脱炭素化社会の構築に向けた国際的な潮流を、大きな枠組みとして書き、その国際的な潮流と歩調があった形で、開発協力大綱で謳われている大きな方針（国際社会の平和、安定、繁栄を目指す。その為に我が国は積極的に貢献する。国際協調主義など）を位置づけるのが適当と考える。この大綱の中に、「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅」が重点課題としてあり、それに対応する一つの方針として、「質の高いインフラ投資の推進」があると理解するので、そのように位置づける方が、わかりやすいと考える。（コ）</p>	掛川委員	ガイドラインの理念は日本政府の方針と整合的なものとする予定ですが、具体的な記載ぶりについては、諮問委員会にて議論させていただきます。
29.	論点 1.1, 1.2	<p>上記の大きな枠組み（理念の柱）を明確にした上で、「環境社会配慮」のあり方や、重要な基本的な考え方など（基本的人権の尊重、公平性、透明性、説明責任など）を位置づけることが適当ではないかと考える。 また、「環境社会配慮の基本方針」の内容と一貫性は持たせるものの、不要な重複等がないよう、基本方針との調整も必要と考える。（コ）</p>	掛川委員	No.28に同じ。
30.	論点 1.2P5	<p>JICAとしてSDGsを重視していることもありますし、SDGsの政策上の重要性が一層増加することもありますので、SDGsの重要性を「序」等に明記すべきと考えます。（コ）</p>	林委員	ご指摘を踏まえ、SDGsの重要性について具体的な記載を検討いたします。
31.	論点 1.2P5	<p>JICAが中心的役割を果たすSDGsの10のゴールの各ターゲットとJICA事業との関係について、何か評価する方法がJICAにはあるのでしょうか？またはGLの中でチェックしていく方法は考えられないのでしょうか？（質）</p>	林委員	JICAは、SDGs達成への貢献に向けた取り組み方針の中で「我が国自身やJICAの知見・経験を活かし、10のゴールで中心的な役割を果たしていく」と表明していますが、同時にSDGsの各ゴール・ターゲットが相互に関係、影響し合っており、包括的な取組が必要であると認識しています。従って、その他のゴールについても単独あるいは複合的に取り組

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				み、SDGs 達成に貢献することを目指しています。また、JICA の事業サイクルでは、開始前に、当該事業が SDGs 達成に向けてどのように貢献するのかを記載・チェックする仕組みを 2018 年度から導入済みです。
32.	論点 1.2P5	パリ協定の記述を含め気候変動対応については「序」の中で基本的な考え方として位置付ける必要があると思います。（コ）	林 委員	気候変動への対応は重要と考えております。気候変動対応にかかるガイドラインへの具体的な記載ぶりについては、諮問委員会にて議論させていただきます。
33.	1.2	ガイドラインの理念は、パリ協定での報告書も踏まえて日本の方針に従うことになるのか？パリ協定では 2050 年ごろに CO ₂ 排出量ゼロに対して、日本は 80%削減を目標としている。（質）	山岡 委員	ガイドラインの理念は日本政府の方針と整合的なものとする予定ですが、具体的な記載ぶりについては、諮問委員会にて議論させていただきます。
34.	論点 1－ 2	<p>論点 1－2 では、SDGs とパリ協定を記述することにより、国連をはじめとする国際潮流への JICA の立ち位置を示すだけでなく、JICA の高い国際認識をも示しており、適切だと思われる。例えば、旧 ODA 大綱の時代には要請主義や途上国側の自助努力支援等の大原則が謳われていたが、現在の開発協力大綱の中では、必ずしも明確にはこれらに言及されおらず、日本政府の意向や政策をより強く表明したものに变质してきたことが窺える。背景には、これまでアジア重視姿勢の中で、日本の被援助国であったアジア諸国の多くが自立してきた成果を挙げてきたためである点がある。本論点での表現方法やここで取り上げた内容は適切だと思われる。</p> <p>これら論点 1-1 の国内的姿勢と論点 1-2 の国際的潮流を組み合わせることにより、JICA の基本姿勢や原則的な考え方が丁寧に紹介され、JICA の機関特性から見ての対応方法が適切に表現されていると思われる。JICA の政府実施機関としての基本政策(=日本政府の外交機関としての意味も含めて)と基本原則を記述する方法は、全体的なバランスにも配慮がなされており、適切だと考える。（「論点(案)」</p>	作本 委員	ご意見参考に致します。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		(Advice105_data_06、以下も同じ資料の番号を参照)。(コ)		
35.	p.4 p.1 論 点 1.2 国際的援助潮流 【SDGs】	「JICA は、・・・<中略>・・・の 10 のゴールについて中心的役割を果たすことを方針とする。」(p.4)とあるが、SDGs 実施指針改定版では、「世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030 年までに、国内外において SDGs を達成することを目指す。」としており、JICA の方針は狭すぎるのではないか。(コ)	織田 委員	JICA は、SDGs 達成への貢献に向けた取り組み方針の中で、以下の 3 つの点を表明しております。委員の皆様へ参照いただいた検討資料には一部のみ記載されておりましたので、SDGs 達成に幅広く取り組むことが伝わるような書きぶりを検討いたします。 ・人間の安全保障と質の高い成長を加速・推進する SDGs の達成に積極的に取り組む。 ・我が国自身の経験や JICA の知見・経験を活かし、10 のゴールで中心的な役割を果たしていく。 ・国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGs の達成に向けてインパクトを確保する。
36.	4	JICA が SDGs の中でも特に 2、3、4、6、7、8、9、11、13、15 にフォーカスする理由を教えてください。(質)	日比 委員	JICA は、SDGs 達成への貢献に向けた取り組み方針の中で「我が国自身や JICA の知見・経験を活かし、（ご指摘いただいた）10 のゴールで中心的な役割を果たしていく」と表明していますが、同時に SDGs の各ゴール・ターゲットが相互に関係、影響し合っており、包括的な取組が必要であると認識しています。従って、その他のゴールについても単独あるいは複合的に取り組み、SDGs 達成に貢献することを目指しています。
37.	6	SDGs、パリ協定、そして仙台フレームワークについては、現状では GL 理念では触れられておらず、明示的に記述すべきと考える (コ)	日比 委員	ガイドラインの理念は日本政府の方針と整合的なものとする予定ですが、具体的な記載ぶりについては、諮問委員会にて議論させていただきます。
38.	6	気候変動に係る国際潮流は、極めて早く状況が動いており、パリ協定そのものだけでなく、より柔軟にかつ迅速に対応するような考え方を含めるべき (コ)	日比 委員	ご指摘のとおり、国際潮流の状況に柔軟に且つ迅速に対応することは重要だと考えます。JICA は日本政府が国際潮流の中で決定した方針を踏まえつつ気候変動に対応します。
39.	6	国際金融機関として、検討すべき国際潮流としては ESG 投資もある。わが国 ESG 投資の促進を進めているところであり、JICA も少なくとも投融資については、その考え方に沿って進めるべき (コ)	日比 委員	ご指摘のとおり、JICA の投融資においても ESG の観点は重要であると考えます。事業実施の際にご指摘の点に留意致します。
40.	6	直近での国際潮流という意味では無いが、環境配慮、環境影響評価における基本的な国際認識としてコンサーション・ヒエラルキー（回避>最小化>再生>代償）の考え方	日比 委員	他の国際機関のセーフガードポリシーを確認したところ、ミティゲーション・ヒエラルキーの考え方については「理念」ではなく基本方針の一つとして記載されています。JICA ガイドラインにおいて記載する場合にも、「理念」に含めるのではなく、現行通り「別紙 1

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		を明記すべき（コ）		対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」に含めることが自然であると考えております。
41.	論点 1.2	JICA は SDGs の 10 のゴールを中心的役割としているが、このゴールの優先順位を教えてください。これ以外の 7 つのゴールにどのように携わるのか？特にゴール 5、ゴール 10、ゴール 16、ゴール 17 は重要と考えるが、JICA はどのように取り組むのか。ジェンダー＝人権、格差＝人権、平和・司法の独立、パートナーシップ＝ステークホルダーの問題をどのように考えているのか。JICA はこれらのゴールの達成度を評価する指標があるのか？また JICA はこれらのゴールの達成度などをどのように GL の中で確認して欲しい。（コ）	重田 委員	JICA は、SDGs 達成への貢献に向けた取り組み方針の中で「我が国自身や JICA の知見・経験を活かし、10 のゴールで中心的な役割を果たしていく」と表明していますが、同時に SDGs の各ゴール・ターゲットが相互に関係、影響し合っており、包括的な取組が必要であると認識しています。従って、その他のゴールについても単独あるいは複合的に取り組み、SDGs 達成に貢献することを目指しており、ゴール毎に取り組み方針も策定しています。JICA の各事業で貢献を目指すゴール・ターゲットを設定しモニタリングする枠組みは存在しますが、貢献度合いを測る適切な指標や方法等については、今後検討していく所存です。
42.	論点 1.2	日本政府は、温室効果ガス削減に取り組むことを約束したが、JICA としては国際的に大きな議論になっている、石炭火力発電所のインフラ輸出支援についてどのように取り組むのか。（質）	重田 委員	日本政府はエネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギー源として選択せざるを得ないような国に限り、相手国から、我が国の高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECD ルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則、世界最新鋭である超々臨界圧（USC）以上の発電設備について支援を検討する方針と承知しています。これを踏まえ、JICA では、石炭火力に関する OECD ルールや JICA 環境社会配慮ガイドライン等に十分留意しつつ、日本政府と十分に相談を行った上で、検討してゆく所存です。
43.		SDGs、パリ協定は前回 GL 改定後、最も重要な国際潮流の節目と考える。こうした国際潮流は、背景説明として「序」に加えることを検討されたい。（コ）	山崎 委員	ガイドラインの理念は日本政府の方針と整合的なものとする予定ですが、具体的な記載ぶりについては、諮問委員会にて議論させていただきます。「序」と「基本方針で」それぞれ何を記載するかについては、他委員のご意見も含めて検討できればと考えます。
44.		特にパリ協定については、日本政府も「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」においてイノベーションを通じた環境と成長の好循環の実現に向け、大胆に施策に取り組むことを閣議決定するなど、成長戦略として積極的に取り組む姿勢であり、日本政府の方針にも合致。融資対象となり得る相手国等の多くがパリ協定に基づく NDC を提出し GHG 削減に向けた自主目標を掲げているはずであり、こうした国際潮流や、相手国等の削減目標との整合性に配	山崎 委員	ご指摘のとおり、気候変動に係る国際潮流や、相手国政府等の削減目標との整合性に配慮することは重要と考えます。改訂版環境ガイドラインにおける具体的な記載ぶりにつきましては、諮問委員会にて検討させていただきます。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		慮することへの言及が望まれる。（コ）		
45.		また、SDGsについても JICA 方針や、環境社会配慮 GL 運用が ODA を通じた相手国等の SDGs 達成へ貢献し得ることにも言及が望まれる。（コ）	山崎 委員	SDGs についての記載は他委員のご助言もふまえて今後検討します。環境社会配慮 GL 運用をふまえて実施する事業が相手国等の SDGs 達成へ貢献し得るものと考えます。
46.	4	SDGs はインフラ整備事業にも必要な開発の指標が体系化されているので、ガイドラインにもとても重要な基準でありましょう。そういったこともここで記述することにより SDGs とインフラ事業との関係性がより明確に位置付けられるように思われます。（コ）	石田 委員	ご指摘の点を踏まえ、SDGs とインフラ事業との関係性についての具体的な記載を検討いたします。
【1.3 事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計】				
47.	(論点 1.3) 配布資料 1p	「GHG とは、二酸化炭素（CO2）、メタン（CH4）、一酸化二窒素（N2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF6）、三ふっ化窒素（NF3）が対象」とあるが、これらすべての項目の測定を新たなガイドラインでは義務付けるのか、それとも、CO2 換算で GHG 排出量を推計するのかをガイドラインでは明示すること。（コ）	谷本 委員	CO2 換算で推計することで比較検証が容易になるメリットがあると思われま。ご指摘の点は、何らかの文書で規定することが望ましいと考えますが、ガイドラインの紙面の制約もあるなかで、どの程度個別具体的な事項まで記載するかは検討が必要と考えます。
48.	論点 1.3	「どのようなプロジェクトで、GHG 排出量の推計を実施する必要があるか」の検討ポイントについて。エネルギーセクター、運輸交通セクターを対象にしていくことが適当と考える。 「排出量推計方法は、相手国等が採用する方法論を認めるべきか」の検討ポイントについては、対象範囲としては、IFC や ADB の様に、CO2 換算で、スコープ 1 と 2 を定量化して提示することが適当ではないか。また、推計方法は、JICA として提示し、それを、どの国でも使う方が、一貫性があり、適当ではないかと考える。（コ）	掛川 委員	ご指摘のとおり、特にエネルギーセクターや運輸交通セクターなどに属する、GHG 排出量が特に大きい案件については GHG 排出量の推計を検討する必要があると考えます。対象とするスコープは、他の国際援助機関の事例を参考に検討します。推計方法は、JICA として方法を提示しつつ、必要に応じて相手国実施機関が実務上対応可能な範囲で、出来るだけ一貫性が確保されるよう、案件実施時に検討する所存です。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
49.	論点 1.3P6	インフラプロジェクトが一旦行われると、その後何十年と使われることを想定した評価が必要だと思います。特に、気候変動対策については、国際的な合意、各国の対応ともに年々厳しくなることが想定されるので、基本スタンスを明確にする必要があると思います。すなわち、今後対策の強化が行われることが自明の場合には、率先して、対策の強化を進めるべきと考えます。（コ）	林 委員	ご指摘のとおり、インフラを建設する際は気候変動対策を踏まえた長期的な評価を行い、必要に応じて対応策を検討することが重要であると認識しています。JICAは、国際潮流を踏まえつつ、日本政府の方針と整合的な形で、案件毎に対応方針を検討します。
50.	論点 1.3P6	JICA プロジェクトに伴う温室効果ガス排出量を推計し、評価する必要があると思います。この際、削減量のみならず、総排出量を評価する必要があると考えます。この際、将来の排出量の予測とともに、将来の削減目標との対比で、可能な限り考える必要があると考えます。これは事業の規模にはよらないものと考えます。（コ）	林 委員	一定以上の排出量が見込まれる事業については、温室効果ガス排出量の推計を行うことは重要であると考えています。具体的な計測・評価方法については、運用の中で実現可能な方法を検討したいと考えています。
51.	論点 1.3P6	温室効果ガス排出量の推計にあたり、どこまでを評価対象にするかを明確にする必要があります。これは累積的影響の評価やサプライチェーンへの影響のどこまでを評価するかの問題とも関連しています。LCA 的な要素をどこまで考慮する必要があるかということと関連します。（コ）	林 委員	一定以上の排出量が見込まれる事業については、温室効果ガス排出量の推計を行うことは重要であると考えています。推計の対象範囲につきましては、他の国際援助機関の動向を踏まえ、検討させていただきます。
52.	論点 1.4P6	工場等の温室効果ガス排出削減を考える場合、単位生産量当たりの効率化が達成されても、総量で総排出量が増える場合があります。このような場合はどのように取り扱うのかについての基本スタンスを明確にする必要があると思います。（コ）	林 委員	事業形成及び評価を行う際には、事業全体として温室効果ガス排出量削減にどの程度寄与するのかを踏まえ検討する必要があると考えます。
53.	論点 1.4P6	石炭火力等国際的に議論が大きい問題について、どのように対処するかについて基本的考え方を整理しておく必要があると考えます。（コ）	林 委員	No.42 回答と同様
54.	論点 1.4P6	道路事業において、短期的には交通量増大に伴い温室効果ガス排出量は増大する可能性があります。どのように対処するか基本スタンスを整理しておく必要があると思いま	林 委員	温室効果ガス削減効果を含む事業効果の評価の対象期間は、事業ごとに事業で建設するインフラの耐用年数等を基準に設定しています。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		す。（コ）		
55.	1.3	インフラ整備プロジェクトでは、GHG 排出量の推計を実施する必要がある。（コ）	山岡 委員	一定以上の排出量が見込まれる事業については、温室効果ガス排出量の推計を行うことは重要であると考えています。推計の対象範囲は他の国際援助機関の動向を踏まえ、検討させていただきます。
56.	1.3	排出量推計方法は世銀・IFC・ADBの規定を参考として、JICAとして支援国別に変えない規定や方法を採用してはどうか？（コ）	山岡 委員	JICAとしては、気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））をベースラインシナリオからのGHG排出削減量評価手法として採用しています。
57.	1.3	海外での石炭火力発電所建設の方針をどうするのか？（質）	山岡 委員	No. 42 回答と同様。
58.	論点1ー3	<p>GHG 排出削減量を便益に計上する、あるいはこれを費用に計上した事例を紹介する（論点(案)14P）。併せて、日本、世銀、ADB、IFCによるそれぞれの対応方法が説明されている。日本では費用便益の定量化を求めているものの、世銀のESS1は可能な範囲での実施を既に行っており、ADBのSPSではGHG排出増/減少をそれぞれの費用/便益に計上する方法がとられ、またIFCガイダンスノートではクライアントは環境面等への費用便益を配慮すべきだとするが、その定量化については規定していないと説明する。</p> <p>JICAとしては、過去のスコーピング段階で、Cカテゴリを除く全90案件中の82案件の実施が報告され、その中の19案件についてGHG排出量の算定定量評価を実施したと報告する（論点(案)17P）。この算出評価は、例えば発電、鉄道、道路、空港等で実施されてきたとのことだが、JICAの場合、あくまでも算出評価の確認に留まってきた点に、問題があるといえる。GHGの算出評価は、汚染対策を実施するにあたっての前提的かつ基本的な作業の過ぎないのであり、制度的にさらにこれを補強して、緩和策の実現に繋げるべき</p>	作本 委員	<p>現行のJICAガイドライン（JICA GL）においては、検討する影響の範囲に気候変動が含まれているものの、GHG排出量の算出ないしその報告についての規定はなく、ベースラインシナリオからのGHG排出削減量評価手法として採用している気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））を活用して試行的に行いました。</p> <p>代替案や緩和策については、論点「1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出削減のための代替案の分析」にて議論できればと考えます。</p> <p>なお、JICAの「気候変動対策支援ツール」（JICA Climate-FIT）は、GHGの排出削減量を推計するツールであり、GHG総排出量の推計には活用しておりません。同ツールの活用状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲：スコープ1のみ。 ・算定の閾値：なし（排出削減量の推計ツールであるため）。 ・排出量計算の頻度：事業実施前に1回。 ・情報公開の方法：事業事前評価表にて公表。

N O.	該当 ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
		<p>ではないか。このためには、本資料で紹介された世銀等の国際機関における GHG 関連の代替案実施も有用な方法だといえる。</p> <p>論点(案)17Pの3.2に、世銀、IFC、ADBの各機関による予測定量化方法が一覧表の形で示されている。JICAが制度を発展させるにあたって、世銀(またはADB)とIFCの方式は参照に値するのではないかと考える。ただし、JICAが行う中小を対象とした民間の投融資事業に対して、このIFC方式が直ちに適用可能かどうかは、その規模や事業特性等の考慮事項もあり不明だが、基本的には実施の方向が推奨されるものと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>JICAでは、現在、「JICA Climate FIT」(気候変動対策支援ツール/緩和策)と呼ばれるGHG算出手法を採用しているが、この一覧表に含まれる具体的な項目である「対象範囲」、「算定の閾値」、「排出量計算の頻度」、「情報公開の頻度」のすべての項目を明確に網羅しているかどうかについても、再確認すべきかと思われる。(質・コ)</p>		
59.	5	<p>論点1.3の検討ポイントとして、記述の2点に加えて、事業の気候変動インパクトに対する基本的考え方を検討すべき。すなわち、事業毎の、ベースラインアプローチを取るのか(むしろ、取るのではなく)、目標(パリ協定、2°Cまたは1.5°C以内、ネットゼロ)に対してポジティブな効果をもたらすのか、ネガティブな効果をもたらすのかを事業実施の可否、あるいは環境配慮の判断の根拠とすべき(コ)</p>	日比委員	<p>ベースラインと比較してGHGの排出削減量が大きく、緩和効果が高い事業であっても、GHG排出そのものは避けられない事業は多いため、「パリ協定で定める目標に対するネガティブな効果をもたらす」(すなわち事業単体でemission zeroではない)ことを以って、直ちに事業実施の可否の根拠とすることは想定しておりません。</p> <p>各締約国が提出した現行のNDCが、パリ協定で定める2°C/1.5°C目標等に対して十分でない点は、ご理解のとおりと存じます。しかしながら、そのことを以って、JICAには、NDCを超えた環境社会配慮が直ちに求められるというご意見には賛成しかねます。パリ協定においては、グローバルストックテイクを踏まえ、各締約国が野心を引き上げていく前提であることから、JICAとしては、原則としてNDCの策定及びより野心的な改定、また着実な実施を支援することが重要と考えます。</p>
60.	5	<p>検討ポイント1。GHGの排出は、他の多くの公害物質のように少量であれば希釈化されるものでなく、確実に大気</p>	日比委員	<p>ご指摘のとおり、GHG排出が見込まれる全事業を対象にGHG排出の推計はしない方向が適当と考えます。一定以上の排出量が見込まれる事業について、温室効果ガス排出量の推</p>

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		中に蓄積されていくことから、本来的にはGHG 排出が見込まれる事業については全て評価（排出量推計）すべきである。ただし、事業が、排出量が多くない事業とカテゴライズされる場合、排出量の推計自体が現実的でない場合（排出源が多いなど）などは、推計の対象から外すことはあり得る（コ）		計を行う方向で検討しています。 国としての包括的な排出量、気候変動へのインパクトや代替案等の考え方については、論点「1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析」にて議論したいと考えています。
61.	5	検討ポイント2。相手国等が採用する方法論以外のものとしては、何を想定しているのか？（質）	日比委員	世銀は、相手国の方法論だが、国際的に合意された方法論を用いることが想定されています。また、赤道原則で求められている温室効果ガスプロトコル（GHG Protocol）のような国際的に認知された方法や、JICA で統一的に方法論を設定する可能性も想定しています。
62.	5	検討ポイント2。排出量推計方法に関して、JICA 気候変動対策ツール（「相手国等が採用する方法論」以外のものは基本これを指していると思っているのですが）や、資料で言及のGHG プロトコルなどは、京都議定書下で開発されたものが多く、必ずしもパリ協定（の考え方）に対応していない。方法論についても、パリ協定およびその他の国際潮流に沿ったものを採用すべき（コ）	日比委員	JICA の「気候変動対策支援ツール」は、BAU と比較した GHG の排出削減量を推計する手法であり、GHG 総排出量を推計するツールではありませんが、IPCC の方法論に準拠しており、現在でも十分活用可能な方法論であると認識しております。 パリ協定においても、インドネシアのように、NDC におけるベースラインとして BAU を設定している途上国はありますので、おしなべて「BAU の考え方が、京都議定書の下での方法論であり、パリ協定に対応していない」という訳ではないと理解しております。
63.	5	検討ポイント2。排出量については、事業ごとの推計はもちろん重要だが、国全体での排出削減（目標）への貢献が本質的に検証されるべきである。その意味では、方法論が相手国（等）が採用するものかどうかは必ずしも重要なのではなく、どのような考え方により方法論かを見極める必要がある。（コ）	日比委員	排出量推計方法については、国際的な方法を参考に JICA としての手法を検討します。相手国の排出量推計方法が国際基準に則っている場合は採用するといった方法はありうると考えます。
64.	5	排出（削減）量の推計（というか評価）については、削減効率の高い技術や手法が今後実現化（技術的にも経済的にも）していくこと、気候変動がますます進展していくこと、各国による削減努力や国際的な削減機運（圧力・規制）が増していくことに鑑み、特にインフラ整備事業においては、排出（削減）量（インパクト）が長期間に渡り固定化（ロックイン）されることを十分認識する必要がある（コ）	日比委員	案件形成に際し、ご指摘の点を十分認識してまいります。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
65.	論点 1.3	JICA として、世銀と同様に GL の中に気候温暖化のための GHG 排出量の算出と報告を規定した方がいいと考える。 （コ）	重田 委員	世銀を含む国際援助機関の事例を参考に、GFG 排出量の算出・報告の対象を検討します。
66.	論点 1.3	国際的に話題になっている、石炭火力発電所での GHG 排出量の算出はどのように行われるのか？（質）	重田 委員	我が国の場合、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 11 年政令第 143 号、施行日：平成 28 年 5 月 27 日、最終改正平成 28 年政令第 231 号）第 3 条第 1 項第 1 号において規定されています。単純化すると、以下の式で計算します。 CO2 排出量＝石炭使用量×単位発熱量×炭素排出係数×（44/12）
67.		GHG 排出量の推計は、原則すべてのプロジェクトで実施が望ましい。但し、例えば太陽光発電など、建設期間中の排出量が限定的で、操業期間は原則 GHG 排出しない、あるいは間接的に GHG 排出削減に貢献するプロジェクトは例外とすることも検討可能と考える。（コ）	山崎 委員	一定以上の排出量が見込まれる事業について、温室効果ガス排出量の推計を行う方向で検討しています。
68.		排出量推計にあたっては GHG プロトコルのような国際的に認知された方法やグッド・プラクティスに従い算出されることが望ましい。特に排出量が大さい（IFC 基準では 25,000 トン／年）は開示も含めた透明性の担保が望ましい。仮に相手国等が採用する方法論の採用を検討する場合、Scope 1 だけでなく Scope 2 を含め排出量が大きくなることを前提に、例えば他の国際的な基準で算定された同種プロジェクトとの比較において規模相応の水準であることを確認するなど、第三者的チェックは必要と考える。 （コ）	山崎 委員	排出量推計方法については、国際的な方法を参考に JICA としての手法を検討します。相手国の排出量推計方法は、国際基準に則っている場合は採用するといった方法を検討することを考えています。排出量の開示については他の国際援助機関の事例も参考に、対象を検討します。
【1.4 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析】				
69.	(論点 1.4) 配布資料 5p	「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある分析の事例」としては、化石燃料を使用する火力発電所、同じく化石燃料を使用する自動車や航空機・船舶のための道路（橋梁、トンネルを含む）、空港や港湾が想定される分野といえよう。（コ）	谷本 委員	ご意見ありがとうございます。 化石燃料を使用する自動車のための道路、航空機のための空港、船舶のための港湾、電力を使用する鉄道等について、GHG 排出量削減のための代替案分析が道路や港湾、空港、鉄道等のインフラの設計、建設、供用含めてどこまで実現可能か、慎重な議論が必要だと考えます。

N O.	該当 ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
70.	1.4	「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある」分析の事例は、発電やエネルギー、資源開発のプロジェクトである。現地政府の補助金などを財務実現性に考慮すると、道路や鉄道、港湾、空港などの運輸や通信、上水などのインフラ整備プロジェクトも含まれる。(コ)	山岡 委員	例えば、道路について、スコープ3含む GHG 排出量の観点から高速道路整備と鉄道整備を比較する視点は、個別事業よりはむしろ交通マスタープラン等上流部分における代替案検討にて取り扱うのが妥当と思われます。 他方で、ご指摘にある発電事業や、鉄道事業における GHG 排出削減技術（例：電力回生ブレーキ）のように、個別事業でコスト・技術等の比較可能な代替案を対象範囲と設定することも考えられます。
71.	論点 1.4	代替案の分析に関して、他の国際機関が採用している代替案があるのか、JICA として代替案を考えた方がいい。(コ)	重田 委員	なお、JICA が実施する開発計画調査型技術協力では、マスタープラン策定を通じて「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案分析」が可能な余地が多いですが、協力準備調査は相手国等の要請に基づき、具体的なプロジェクトの計画に基づき実施するものであるため、上記の代替案検討の範囲は狭くならざるを得ない場合があります。
72.	論点 1.4	代替案の分析の事例としては、発電所、交通道路事業など JICA としてはどのようなプロジェクトが対象になるのか、教えて欲しい。(質)	重田 委員	
73.		「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析」の事例として、例えば発電プロジェクトにおける、石炭、ガス、再エネの比較において、物理的に同一規模（含む所要面積や地形制約）、同一出力（含む出力安定性）を前提として、燃料へのアクセス（含む関連設備コスト）などを勘案した費用対効果、利用可能な最良の技術（BAT=Best Available Technology）の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか等の検証が考えられる。(コ)	山崎 委員	
74.	論点 1.4P6	各種の削減策を考慮しても残る影響について、代償手法を検討する方法が考えられますが、他国際機関の場合、気候変動対策としての代償手法の導入状況について何か情報はありますか？また、この問題についてどのように取り扱いかを議論しておく必要があるのではないのでしょうか？(コ)	林 委員	他国際機関のセーフガードポリシーには気候変動対策としての代償手法例の具体例は特に見受けられません。 植林によるオフセット等の代償の検討可能性は言及されています。
75.	論点 1.4P6	工場等の温室効果ガス排出削減を考える場合、単位生産量当たりの効率化が達成されても、総量で総排出量が増える	林 委員	No.52 回答と同様

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		場合があります。このような場合はどのように取り扱うのかについての基本スタンスを明確にする必要があると思います。（コ）		
76.	論点 1.4P6	石炭火力等国際的に議論が大きい問題について、どのように対処するかについて基本的考え方を整理しておく必要があると考えます。（コ）	林 委員	No.53 回答と同様
77.	論点 1.4P6	道路事業について、短期的には交通量増大に伴い温室効果ガス排出量は増大する可能性があります、どのように対処するか基本スタンスを整理しておく必要があると思います。（コ）	林 委員	No.54 回答と同様
78.	論点 1－ 4	<p>18P(論点(案))の左側に記述されている「第 4 回運用見直し WG 提言」として、同頁の表 3.3「国際機関等の技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出削減のための代替案分析」が説明するように、「代替案の検討⇒緩和策の実施」までの工程を、世銀のような流れにより、改編・整理する必要があると考える。しかし、理解のネックとなるのは、この「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある…」をいかに標準化できるかという点でないかと考えられる。</p> <p>この「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出削減」の理解方法は、経済的な環境管理手法の一つとして理解できる。つまり、環境管理方式として相応の効果や効用は期待できるものの、市場原理に実施の有無を任せており、いわゆる強制実施を期待された分野での規制的手法に比べ、適用のための前提条件や実施方法が遥かに緩和されてしまっており、また判断方法に曖昧さを包含することとなり、実施主体の判断に任せる部分が大であるといえよう。喫緊の気候変動対策にとっては、不十分な方法ともなりかねない理由といえよう。環境管理手法の一つとしての経済的手法は一</p>	作本 委員	<p>環境社会配慮としては、ご指摘のとおり、経済的な手法のみに偏らず、規制に照らした環境管理手法と組み合わせた対応が適切と考えます。</p> <p>代替案分析としては、従来より定性的・定量的な検討を行っていますが、GHG 排出削減に資する代替案検討について費用対効果分析において事業として成立しうる範囲とするのが現実的と考えられます。</p> <p>四段落に関して、世銀 ESS 3 では、「事業のライフサイクルにおける年間の総 GHG 排出量を予測する。二重計算を避けるためにスコープ 1 のみ対象」とされています。また、その他の間接排出量（スコープ 3）を推計することを規定している国際機関は確認されていません。</p>

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>一般的に有効でありかつ効果的であるが、市場ルールに沿って運用できるために実際的でもありかつ制約的でもあるといえる。明確な数値規制等の強制的な管理手法をも組み合わせる必要がある。例えば、温暖化防止の実践は、技術的、財政的に実施が困難であり、費用対効果に見合わないとの逃げ口上を広く与え、努力目標にまで貶めてしまうリスクさえ考えらえる。</p> <p>海外投融資のような民間事業の場合に、ある程度の市場原理が意思決定過程で働くとう理解できるが、ODAの対象事業に関して、世銀等の国際的な標準モデルに沿って、JICAGLの基準を調和的に発展させることが賢明の方とでないかと考える。</p> <p>GHG排出削減を代替案の対象に取り入れて検討するということは、当然にCO2削減のための具体的な緩和策の実施をも事業者に要求することになる。17Pの論点（案）の表では、世銀等国際機関の排出量計算の頻度が比較対照されているが、予測のための排出計算の実施は、事業実施前に一回か、または（長期の事業実施期間の場合でしょうか？）年一回のみの仕組みとなっている。供与後であっても、モニタリング段階において、緩和策をフォローするとか、GHGの排出測定を定期的かつ継続的に実施すること等を、併せて期待したい。</p> <p>直接排出のみを対象にするスコープ1と、エネルギー排出を含めた間接排出を直接排出に含めるスコープ2の両方があるとのことであり、世銀ではさらにその他の間接排出量をも含めたスコープ3による推計方法を採用すると述べられているが、JICAとして、世銀との協調融資の可能性も将来あるため、できるだけ並行的な発展が望ましいものと考えらる。</p>		

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>18P(論点(案))のサプライチェーンにおける GHG 排出量の評価について、インフラ支援に重点を置いた我が国の ODA 事業関連独特の課題も潜んでいる可能性があると考えられ、注意深く、国際的な議論動向等を睨みながら、将来的な変化にも迅速に対応できる方法も含めて検討する必要があると考える(次回 10 年後の JICAGL 検討では、対応できない場合も予想される)。民間事業分野では、サプライチェーンにおける環境社会配慮意識は既に拡大の一途にあるので、とりわけ鉄道、道路、港湾建設、エネルギー開発等の分野では、構造物の設計段階での資材や原料に関わる GHG 排出量を推計する必要があると思われる。例えば、エネルギー効率がより高い工法を採用したり、セメント量の使用を削減する等の方法が考えられますが、GHG の排出削減のための緩和策を考える場合に、論点 1-4 で見た「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出削減」といった適用の限界に関する議論が再登場しますし、どの程度のどの範囲までの GHG 削減を果たすべきかといった基準策定の必要性にも迫られることになるかと思われます。また、削減確保のための高度な技術が途上国に存在しない場合には、これを確保するための技術料や特許権の課題も生じますので、予算上の追加的措置等が必要になるかとも思われます。</p> <p>さらに、構造物の設計の考えを進化させることにより、オフロード機器使用に伴う GHG 削減等や物資輸送に必要な車両移動等から排出される GHG の算定も可能となり、これへの対策も可能になるかと思われる。(質・コ)</p>		
79.5		<p>検討ポイント 1。「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある代替案」の検討が重要なことはいまでもないが、「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある代替案」がないことが、事業実施の根拠とされてはならない。</p>	日比委員	<p>代替案分析は事業実施の唯一の根拠とはならない点留意し、検討を行います。具体的な記載については、国際援助機関の事例も参考にしつつ検討します。</p>

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		(コ)		
80.	5	検討ポイント1。「GHG 排出量削減のための代替案の分析」とする場合、費用対効果分析は何を意味するのか？この場合の効果は GHG 排出削減量？（質）	日比 委員	効果は GHG 排出削減量に限定されないと考えております。IFC PS3 footnote 5 によると、「費用対効果」(cost-effectiveness) とは、初期投資及び運営費用と財務便益のバランスによって決まるとあり、GHG 排出削減効果のある代替案は、費用対効果分析において事業として成立しうる範囲が現実的と考えられます。
81.	5	検討ポイント1。分析の事例としては、世銀の Toward a Sustainable Energy Future for All が参考になるのではないかと。ただし、参考にすべきは代替案の分析法だけでなく、エネルギー分野への援助の全体像（気候変動対策を含めた）を示した中で代替案分析という点に留意（コ）	日比 委員	参考事例をお示しいただき、ありがとうございます。重要なご指摘と認識しています。
82.	5	検討ポイント1。代替案の分析事例ではないが、代替案の事例としては、IPCC だけでも、排出軽減（emission abatement）方策に関する報告は多い。また、昨今の ESG 投資の議論における投資が奨励される事業・セクター分類（タクソノミー）が参考になるのではないかと（コ）	日比 委員	有益な情報をご教示いただきありがとうございます。代替案の分析を行う際には、頂いた情報も含め検討させていただきます。
83.	5	特に石炭火力については、大規模排出源であること、長期的に排出をロックインすること、すでに国際的な批判・圧力が高いことを鑑みた対応を検討する必要がある（コ）	日比 委員	No.42 回答と同様
84.	1.4	GHG 排出量削減のための代替案では、単独あるいは複数の事業で同等な効果を得ることが前提となる。（コ）	山岡 委員	赤道原則(3及び4)では、排出量算定と報告の対象として「スコープ1とスコープ2合計の温室効果ガス排出量がCO2換算で年間10万トン超になると見込まれるプロジェクト」が示されていると理解しています。
85.		代替案分析の対象として、赤道原則では、全てのプロジェクトについて、所在地に関係なく、スコープ1とスコープ2合計の温室効果ガス排出量がCO2換算で年間10万トン超になると見込まれるプロジェクトを対象としている。（コ）	山崎 委員	JICA としても、一定以上の排出量が見込まれる事業について、温室効果ガス排出量の推計を行う方向で検討しています。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
86.	3、5	技術的・財政的に可能であり費用対効果が高いという観点から排出量削減の代替案を考えることにくわえて、排出量削減及び健全な自然環境の維持という観点から積極的に開発が促進されている代替的なエネルギーの開発 ビジネスの進め方などをも含めて総合的に代替案選択が議論されることが望ましいと思います。（コ）	石田 委員	代替案分析においては、代替的なエネルギーの活用も含めて分析を行うことを検討しております。具体的な記載については、国際援助機関の事例も参考にしつつ検討します。
【1.5 世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮】				
87.	(論点 1.5) 配布資料 5p	「構造物の設計や建設に際し、周辺コミュニティの安全への配慮を環境社会配慮ガイドラインの対象に盛り込む場合、どのような事例」としては、港湾関連の堤防や道路（橋梁を含む）、河川改修や溜池・砂防関連の堤防・道路、灌漑用排水路の堤防・道路、さらに廃棄物処理場などが想定される分野ではないか。（コ）	谷本 委員	対象となりうる事例を提供いただき、ありがとうございます。 (1) 気候変動による構造物への影響リスク（安全性） (2) 気候変動による構造物への影響リスク（安全性）のうち、当該事業自体の環境影響が顕在化するリスク（例：尾鉱ダム、廃棄物処理場） (3) 当該事業による気候変動への影響 上記の3つの視点に分類されると理解します。
88.	1.5、1.1	災害や気候変動に対して、構造物の設計段階でリスク分析を行い、構造物の損傷確率や気候変動へ及ぼす確率、およびそれらの損失額から期待値を求めて、損失リスクを評価する。災害では、豪雨や洪水、地震、津波などが対象となる。（コ）	山岡 委員	(1) については「構造物の設計・建設における気候変動の考慮」は、安全配慮の視点であり、審査においても環境社会配慮とは別の審査の一環として捉えるのが適当と考えます。
89.	論点 1.5	今後気候温暖化の影響で、世界各地での、「コミュニティの衛生と安全が求められる。JICA としても、気候変動に備えて世銀の ESS4 を参考に「構造物の安全性」への配慮を GL の対象に盛り込む必要がある。災害は、台風、竜巻、津波、洪水、土石流、森林破壊などが考えられるが、構造物の安全リスクや損害リスクを最小限に抑えるために、設計や建設の妥当性を確認する。（コ）	重田 委員	(2) について環境社会影響リスクを適切に洗い出すことが可能か、どの程度の確度のリスクを考慮すべきかが課題と考えます。 (3) については、論点 1.4 における気候変動への影響に関する代替案分析の議論で捉えるものと考えます。 これらのご指摘を踏まえ、周辺コミュニティの安全への配慮として環境社会配慮ガイドラインで対応が必要な場合を慎重に検討します。
90.		世銀 ESS4 構造物の設計や建設に際しての周辺コミュニティの安全への配慮を GL に盛り込む場合の事例としては、近時被害をもたらした鉱山の尾鉱ダムなど、自然災害発生時に甚大な被害が見込まれるプロジェクトなどが考えられ	山崎 委員	

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		る。（コ）		
91.	5	5 ページにおける論点 1.5 について。ここにおける趣旨がよくわからないんですけど事例を探すが目的なんですか。事例というのであれば気候変動の影響を受けやすい例としては地下鉄への浸水、地震が多い国での高架道路、国土全体が海に面している島嶼国における港湾の建設などが見いだせそうに思うのですが。（質・コ）	石田 委員	
92.	論点 1.5	「気候変動の考慮」については、指標設定の際には、「質の高いインフラ投資の推進」方針（原則 4 の中では、「気候変動への強靭性」が考慮されるべきとある）との関係で、具体的に、どの程度、考慮していくのか、指標として、どうするかなどについては、調整が必要。（コ）	掛川 委員	「構造物の設計・建設における気候変動の考慮」は、安全配慮の視点であり、審査においても環境社会配慮とは別の審査の一環として捉えるのが適切と考えます。特に「気候変動への強靭性」は、重要なご指摘ですが、インフラ構造物の安全性の観点から検討する項目として整理し、環境社会配慮 GL の対象とはしない考えです。
93.	1.5	インフラ整備プロジェクトの設計や建設では、周辺コミュニティの安全への配慮を環境社会配慮ガイドラインの対象に盛り込むことが必要になる。（コ）	山岡 委員	重要なご指摘と認識しています。ご指摘の周辺コミュニティの安全への配慮のうち、「構造物の設計・建設における気候変動の考慮」は、安全配慮の視点であり、審査においても環境社会配慮とは別の審査の一環として捉えるのが適切と考えます。ご指摘を踏まえ、周辺コミュニティの安全への配慮として環境社会配慮ガイドラインで対応が必要な場合を慎重に検討します。
94.	論点 1-5	世銀 ESS4（災害の環境影響評価）は大変重要な指摘であり、自然災害による被害が顕在化しかつ増大・多発する時代において、世銀の ESS4 にならった対応を JICA が参照されることを、歓迎したい。構造物の設計、建設、供用、解体を行う場合に、第三者や周辺コミュニティに対し、危険が及ばないように配慮することであり、気候変動による影響だけでなく、気候変動に伴う洪水等にも及ぶとされている。また、事故や自然災害(異常気象)に対しても、借入人の責任において行われるとのことだが、例えば、事故と被害との間の因果関係の判断が各国で一律に行われない可能性が危惧されるものの、これらの分野で事前の配慮を組み込むことには	作本 委員	重要なご指摘と認識しています。「構造物の設計・建設における気候変動の考慮」は、安全配慮の視点であり、審査においても環境社会配慮とは別の審査の一環として捉えるのが適切と考えます。なお、世銀等の国際機関で、事故や自然災害の発生に伴う借入人の責任範囲に関する規定は特に見つかりませんでした。法的責任・契約上の責任範囲は法律に照らして整理されますが、環境社会配慮ガイドラインに基づく配慮は、法的責任を問われない範囲で環境社会配慮リスクの回避・軽減を図る機能もあると思われま。

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>大きな意義があると思料される。</p> <p>ただし、この場合に国内法規定、EHS ガイドライン等に沿って実施されると述べているが、具体的な事故や損害が万一生じてしまった場合には、国内法による救済や原状回復が十分に実施されるかは疑わしい。国内法の内容や手続きは、とりわけ途上国における場合、被害者や被影響者にとって、十分な制度を期待できるとは必ずしも言い難い。特に製造物責任や瑕疵担保責任の範囲や帰属などでは、国毎に異なる可能性が予想される。多くの場合、ここでの「借入人」には途上国政府が該当するのであろうが、かような意識にはまだ馴染んでいないのではないかと不安がある。安全リスクへの配慮とは、法的な義務をも伴う責任なのか、あるいは道義的な事前配慮に留まるものなのかは、借入人の将来的な法的責務にまで発展する内容なので、整理しておく必要があるであろう。</p> <p>自然災害は、通常不可抗力による原因と見做され、多くの国で、設置された橋や道路等の公共物に明確かつ相当な瑕疵が認められない限り、政府等が責任を負うことはまずないと考えられる。仮定の話だが、借入国の政府は、自然災害や利用者の過失をも含むかもしれない将来の不安定なリスク負担に対し、異議を唱えるのではないかと不安があるが、いかがでしょうか。もちろんかような分野に環境社会配慮の組み入れを積極実施されることには大賛成だが、世銀等の国際機関の考え方等がもしわかれば、有り難い。（質・コ）</p>		
95.	<p>論点 1-5 コミュニティの衛生と安全</p>	<p>構造物の安全性に配慮することは、世銀でも IFC でも共通の課題であるので、ご指摘の通り、配慮すべき立場の側の理解方法にギャップは生じないと考えられる。ただし、異常気象による緩やかな気象変化を含む発生リスクまでも対象に加えると説明されている。緩やかな気象変化によって生じる</p>	<p>作本 委員</p>	<p>今回は気候変動による影響に焦点をしぼり、世銀 ESS4 関連の緊急事態対応については、包括的検討⑥労働、汚染管理、コミュニティにおいて議論することを提案します。</p>

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>地滑りや海面上昇がもたらす人的・物的な被害の発生に関し、配慮が十分に実施されたのかどうか過去に遡って政府責任を問う形で追及される場合が予想され、事業実施者たる借入人政府はこれを避けて、対象外にしたいと主張する場合はないのだろうか。やはり適時に有資格の専門家による安全性の専門的判断を行っておく必要があるものといえる。</p> <p>異常気象による被害だけでなく、火山噴火や地震等の自然災害による被害をも対象に含める予定なのかどうかは、明確にしておく必要があるであろう。自然災害全般に配慮実施を拡大するのは大変好ましいことだと言えるが、事故が将来発生した場合、橋や道路等の公共物への借入人の瑕疵担保責任の有無にまで議論が発展しかねないといった課題があるのではないか。</p> <p>21P(論点(案))では、(人的自然)緊急事態を前提に「緊急事態対応計画」(ERP)の策定を行い、ESIAを通してコミュニティへの衛生安全リスクを特定するとされる。同頁では、ダム、有害廃棄物管理計画、地域外からの労働者の流入による影響と対策、インフラ構造物の安全確保の対象事例が紹介されているが、これらに対象が限定されてしまうのかどうか、他にも類似の対象事項がないのかどうか、知りたい。事業地の周辺に既設の有害工場や広大な自然保護区があるといったような場合にまで、ERPは適用できるのであろうか。ERPの策定手法には重要な意義があると理解できる。ただし、ここで言う「コミュニティ」自体の定義は、どこまでの人的・自然的・地理的範囲を言うのであろうか、「コミュニティ」の定義は社会学的な理解に基づくものであろうか、コミュニティが保有する慣習林や共有林といった天然資源や生物多様性までも含むのであろうか、また、「緊急」とはどの程度の緊急さであらうか。例えば、保健衛生状況が既に</p>		

N O.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>悪化している状況下での事業実施が、短期的にせよ、衛生状態をさらに悪化させてしまうような可能性を含む場合、あるいは当該事業だけでは解決できないような広範かつ積極的な行政対応を要求するといった場合、事業者はどのように対処すべきであろうか。過去の多くのODA インフラ事業関連では、既に大気汚染、騒音、大腸菌の個数等が基準値を超えてしまっている場所でも実施すべき案件も多かったが、ERPには緊急性の要件が含まれてはいるものの、今後の新規事業において大いに役立つ場面があると思料される。JICAにおいても導入を検討していただけると有り難い。（質・コ）</p>		
96.	5	<p>甚大な、しかも過去に類を見ないような気象事象が頻発するような現状において、「事例（＝先例？）を基にクライメートプルーフリングを考えるのは危険。設計と同時に、大きな影響をもたらしうる気象事象が発生した場合のソフト的な対策も十分に検討することを盛り込むべきであり、そのような適応策が資金面を含めた実現性において取れない場合には、事業の実施を見直すような考え方を取り入れる必要があるのではないか（コ）</p>	日比委員	<p>重要なお指摘と認識しています。「ソフト的な対策」の事例をご教示ください。資金供与は通常工事期間を対象とする一方、異常気象の発生可能性は供用時に長期に亘る期間と想定され、期間の相違が課題です。「災害復旧スタンバイ借款」や、その都度の技術協力といった別の枠組での協力が適している可能性があります。</p>